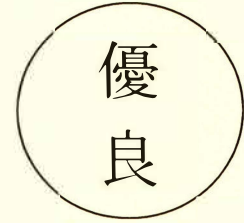


産業廃棄物処分業許可証

住所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地
氏名 株式会社鈴木商会
代表取締役 駒谷 僚



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元 克



許可の年月日 令和 7年 7月12日
許可の有効年月日 令和14年 7月11日

1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- (1) 圧縮
 - ア 廃プラスチック類
 - イ 金属くず
 - ウ ガラスくず、コンクリートくず（工物の織、染、織、結に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず
- (2) 選別（廃OA機器及びそれに類する機器、看板類、オフィスから排出される事務用品類並びに廃トナーに限る。）
 - ア 廃プラスチック類
 - イ 金属くず
 - ウ ガラスくず、コンクリートくず（工物の織、染、織、結に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず
- (3) 選別（廃乾電池及び廃小型充電式電池に限る。）
 - ア 汚泥
 - イ 廃プラスチック類
 - ウ 金属くず
- (4) 破碎
 - ア 廃プラスチック類

ただし、(1)、(2)及び(4)については、石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。(3)については、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。

2 事業の用に供する施設

種類	設置場所	設置年月日	処理能力
(1) 圧縮	西区発寒15条13丁目1020番地183、184	平成8年7月12日	160 t/日
(2) 選別	西区発寒15条13丁目1020番地182	平成13年11月22日	5.8 t/日
	西区発寒16条13丁目1020番地258	平成17年1月6日	7.6 t/日
(3) 選別	西区発寒15条13丁目1020番地182	令和6年6月5日	0.42 t/日
(4) 破碎	西区発寒15条13丁目1020番地182	平成23年6月30日	1.375 t/日

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

平成 8年 7月 12日	新規許可
平成 13年 7月 12日	更新許可
平成 13年 11月 22日	変更許可 (上記 1 (2) の追加)
平成 18年 7月 12日	更新許可
平成 23年 7月 12日	更新許可 (優良認定)
平成 25年 4月 11日	変更許可 (上記 1 (4) の追加)
平成 30年 7月 12日	更新許可 (優良認定)
令和 元年 10月 4日	変更届 (上記 2 (2) の選別施設の一部廃止 (東区東苗穂 2 条 1 丁目 5 番 1 号))
令和 6年 6月 5日	変更許可 (上記 1 (3) の追加)
令和 7年 7月 12日	更新許可 (優良認定)

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内 (適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内) に、札幌市 (訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。) を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。